

まえばし

水道局だより



イメージキャラクター「タンク君」

第28号

平成23年(2011年)2月1日 前橋市水道局発行
ホームページ <http://www.city.maebashi.gunma.jp/>



水道水で
手洗い・うがい!

群馬県内で1月25日に、「インフルエンザ警報」が発令されました。

インフルエンザや風邪の予防には日ごろから体調管理に気をつける、咳エチケットの徹底や不急の外出を控えるほか、まめに手洗い・うがいをすることも効果的です。

京都大学保健管理センターの研究では、水道水でうがいをした場合、うがいをしていない場合に比べて、風邪の発症率が40%も低くなるという結果となっています。

外から帰ったら、石けんを使って手を洗い、うがいをしましょう。

☎総務課 898-3012 へ



表紙の案内 第一保育所では、遊んだ後は、手洗いとうがいをしています。毎日、元気いっぱいです。

水道局からのお知らせ

■下水道を正しく使いましょう

下水道は、自然環境や生活環境をより良くするための公共財産です。下水道に汚水を流すときは、個人個人が十分に注意して、大切に正しく使用しましょう。

◆台所のごみや廃油を流さない

野菜くずや残飯、天ぷら油などは、排水管を詰まらせたり、処理場の機能を低下させる原因になります。

◆詰まりの原因になるものを流さない

水に溶けない紙、紙おむつ、たばこ、ガム、ビニール、木片、土砂などを流すと、詰まりの原因になります。また、これらのものを宅地内の汚水ますから投棄しないでください。

◆排水ますを清掃する

台所からの排水を受ける汚水ますには油脂類分離と防臭の役目をするトラップますというものがあります。このますに溜まった油類や細かいごみをそのままにしておくと、詰まりや悪臭の原因になりますので定期的な清掃を忘れずをお願いします。

■公共下水道へ接続のお願い

公共下水道を利用できる区域になったときは、くみ取り便所は3年以内に、浄化槽はできるだけ早く公共下水道に接続してください。

◆公共下水道への接続工事に無利子の融資（水洗便所普及奨励制度）

し尿浄化槽またはくみ取り便所を廃止して公共下水道へ接続するための工事に対し、工事費（工事費は一件につき100万円以内）を無利子で融資する制度があります。接続工事の依頼や融資制度の申し込みは市の指定を受けた下水道排水設備工事店にご相談ください。

◆公共下水道への接続工事に一部を補助（水洗普及補助金制度）

し尿浄化槽またはくみ取り便所を廃止して公共下水道へ接続するための工事に対し、工事費の一部（3万円または5万円）を補助します。供用開始告示後3年以内に行う工事で市民税が非課税の世帯であることなどの条件がありますので事前に下水道管理課にお問い合わせください。

なお、排水設備工事確認申請と同時に申請してください。

☎下水道管理課 898-3074へ

■化学製品類を下水道へ流すことは危険です

最近、下水道で石油類や化学製品などの異常な物質の検出が相次いでいます。

これらは下水道で気化し、有毒ガスを発生させたり、引火し、爆発事故を起こしたりします。

また、それらが水質浄化センターに流入し、下水を処理する微生物が機能を失うと、下水は処理が不十分なまま、川に放流されてしまい、下流で水道水などとして利用する多くの人に迷惑をかけてしまいます。

このような事故を起こさないために、石油類や有害物質を含む化学製品類は絶対に下水道に流さないでください。

☎下水道施設課 221-7524へ

■引越しのときは忘れずに水道局へお届けを

引越しのときは、使用中止・使用開始の届け出が必要です。引越しが決まったら、下記事項を必ず連絡してください。水道メーターが撤去されている場合、使用開始当日に水道がご利用できない場合がありますので、お早めのお届けをお願いします。

①住所（水道使用場所）②使用者の氏名③使用中止日・使用開始日④中止の時は引越し先の住所⑤電話番号

連絡は、水道局お客様センターへ。水道局ホームページ、または、ぐんま電子申請等受付システムからも受け付けていますので、ご利用ください。

☎お客様センター 898-3300へ

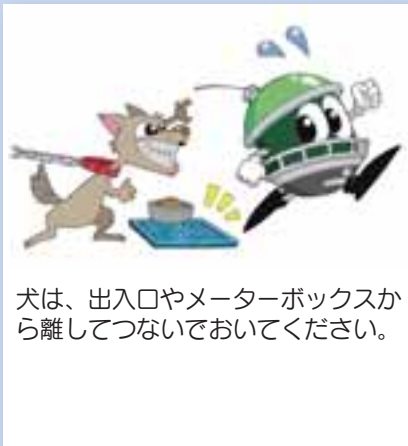
■水道の一時休止について

都合により、しばらく水道を使用しない場合は、水道の使用契約を一時止めておくことができますので、お客様センターまでご連絡ください。契約の中止期間中は料金がかかりません。

■検針にご協力ください

水道メーターを検針するため、2カ月に一度、検針員がお伺いします。検針結果は、水道料金及び下水道使用料の算定基礎となりますので、正確に効率よく検針できるよう協力をお願いします。

また、お客さまが使われた水道の「水道使用量等のお知らせ」をポストなどに投かんしています。お手元に届かない場合は、お客様センターへご連絡ください。



犬は、出入口やメーターボックスから離してつないでおいてください。



メーターボックスの上に、車や物が置いてある場合、移動をお願いします。また、メーターボックスの周りの植え込みは検針できるように刈り込みなどをお願いします。



料金のお支払いは、便利な口座振替でお願いします。

☎お客様センター☎898-3300へ

■共同住宅などの戸別検針・戸別徴収契約について

私設水道メーターを設置するアパート、マンションなどは、水道設備の管理責任者である所有者や管理組合が水道局と戸別検針および料金徴収を委託する契約を結んでいます。

水道設備の管理責任者などが代わった場合には届け出が必要ですが、水道局からの集合住宅に関する重要なお知らせが届かず、契約更新ができないものがあります。

この契約は、問題がない限り最大8年間は継続更新しますが、期間経過後に契約更新をされない場合、水道局で設置する親メーターによる一括検針になることがあります。

集合住宅が一括所有の場合は所有者が、区分所有の場合には管理組合などが契約者となりますので、該当する場合は契約更新の申請および所有者変更の届け出をお願いします。

所有者変更届については、水道局ホームページからもダウンロードできます。

詳しくは水道局お客様センターへお問い合わせください。

☎お客様センター☎898-3300へ

■漏水による水道料金・下水道使用料の減額について

家族4人（大人2人、子供2人）の一般家庭の場合、2カ月の平均的な水道使用量は35㎡から45㎡になります。前回検針時の水道使用量より極端に使用量が増えた場合、漏水している可能性があります。検針の時にお渡ししている「水道使用量等のお知らせ」をご確認ください。

宅地内において、漏水したと思われる場合には、「前橋市指定給水装置工事業者」から見積もりを取り、適正な費用を確認してから修理を依頼してください。また、漏水による減額を希望される場合は、修理を依頼した業者へ漏水認定申請の手続きを依頼してください。条件により減額される場合があります。詳しくはお客様センターまでお問い合わせください。

☎漏水修繕工事については 水道整備課 ☎898-3033へ

漏水認定申請については お客様センター☎898-3300へ



**道路上で漏水を発見したら
水道局へご連絡ください**

水道局では、市民の皆さんの重要なライフラインである水道の安定供給のために、日々、水道施設の点検業務を行っています。

道路上の漏水については、巡回パトロールや市民の皆さんからの通報をもとに、早期に修繕をおこなっています。発見が遅れると、道路陥没や路面凍結などを引き起こし、重大事故につながる恐れがあります。

普段は乾燥している道路上に、水たまりや水の流れを発見したときは、水道管から漏水している可能性があります。ですので、速やかに、水道整備課までご連絡ください。

☎水道整備課 ☎898-3033へ



▲道路上の漏水状況

休日の水道局指定工事業者

2/6(日)	タナカ管業(有) 朝倉町一丁目 ☎290-3330	太田建設(株) 粕川町女渕 ☎285-2046	(有)小沢総合設備 富士見町小沢 ☎288-7552	3/6(日)	日野備巧(株) 二之宮町 ☎268-3549	(有)石橋工業 樋越町 ☎283-5841	小林設備(有) 富士見町時沢 ☎288-2755
2/11(金)	(有)寺本設備 南町三丁目 ☎221-5011	(有)野口商店 柏倉町 ☎283-2651	狩野設備 富士見町石井 ☎288-4669	3/13(日)	(有)真塩工業 六供町 ☎221-7475	(有)大澤設備工業 横沢町 ☎283-5123	高松設備工事(株) 富士見町小暮 ☎288-3230
2/13(日)	東部設備工業(株) 富田町 ☎268-1099	星野建設(株) 粕川町月田 ☎285-3530	小林設備(有) 富士見町時沢 ☎288-2755	3/20(日)	福島工業(株) 総社町高井 ☎251-6672	(有)スペースイン田村電機 馬場町 ☎283-4463	狩野設備 富士見町石井 ☎288-4669
2/20(日)	東邦設備工業(株) 天川原町一丁目 ☎223-5501	(有)野口商店 柏倉町 ☎283-2651	高松設備工事(株) 富士見町小暮 ☎288-3230	3/21(月)	(有)目崎設備 高井町一丁目 ☎252-2752	(株)志村工業 滝窪町 ☎283-5370	小林設備(有) 富士見町時沢 ☎288-2755
2/27(日)	畑建設(株) 野中町 ☎263-4451	太田建設(株) 粕川町女渕 ☎285-2046	狩野設備 富士見町石井 ☎288-4669	3/27(日)	(有)青柳管工土木 東片貝町 ☎223-6741	(有)石橋工業 樋越町 ☎283-5841	下田農機具店 富士見町時沢 ☎288-2070

お問い合わせ・ご相談は 連絡先：前橋市水道局 前橋市岩神町三丁目13番15号

水道料金・下水道使用料の支払い方法について	お客様センター (委託先:株)ジーシー自治体サービス)	☎898-3300		
水道の検針について				
水道の使用開始・中止の届出について				
道路上の漏水を見つけたとき	水道整備課	☎898-3033		
赤水やにごり、水の出が悪いとき				
家庭内の水道整備については、直接水道局指定の業者へ(業者が分からない場合は、お問い合わせください)	浄水課水質係	☎231-3075		
水道水の水質について				
下水道の受益者負担金・分担金について			下水道建設課	☎898-3063
宅地内の排水設備は個人の財産です。詰まりなどが生じた場合は、指定工事店に直接修繕を依頼してください。(業者が分からない場合は、お問い合わせください)			下水道管理課	☎898-3075

●漏水などの緊急の場合は、夜間・休日も受け付けています。 ☎234-5511 (代表)

広告欄

水を守って44年
『水まわり』のことなら、地元に着実に信頼のある当組合の組合員へ相談してください

組合員の主な仕事内容
給排水・給湯設備、衛生設備
冷暖房設備、空気調和設備
上記の設計・施工・維持管理

前橋市管工事協同組合(官公需適格組合)
[組合加入業者数171社] TEL(027)251-7509代

上記の広告内容に関する質問等につきましては、広告スポンサーに直接お問い合わせください。
(広告スポンサーと水道局の業務とは直接関係ありません。)

水道局だよりに広告を載せませんか
詳しくは本市ホームページをご覧ください。

発行日=5月1日号から3カ月おきに年4回
掲載スペースなど=裏表紙下段に縦45mm×横85mmをカラーで2枠、広報まえばしに折り込み毎戸配布
掲載料=1枠3万円
対象=企業や団体など(選考、申し込みが枠数を超えた場合は市内企業や団体を優先)
申し込み=2月28日(月)までに所定の申込用紙に記入し、総務課へ郵送か直接

☎総務課 ☎898-3012へ